

守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」のイラスト使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」のイラスト使用について必要な事項を定めることにより、本市の魅力を市の内外へ効果的に宣伝し、市のイメージアップを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において用いられる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こじゅまる 市の魅力及びイメージの発信を目的とし、市が委託して制作した守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」のイラストをいう。

(2) 非営利使用 こじゅまるを、次に掲げる活動で使用することをいう。

ア 守谷市が使用するとき。

イ 行政機関（附属機関含む）が業務の目的で使用するとき。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事業で行われる保育の目的で使用するとき。

オ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第5款に規定する著作権の制限に該当する活動であって、営利を目的としない活動で使用するとき。

カ その他市長が適当であると認めるとき。

(3) 商用使用 こじゅまるを、非営利使用以外の目的により使用すること。

(4) 物販使用 商用使用のうち、こじゅまるを使用した物件を販売すること。

(こじゅまるに関する権限)

第3条 こじゅまるに関する著作権は、こじゅまるの著作者に帰属する。

(こじゅまるの使用)

第4条 こじゅまるを使用できる者は、市の魅力を市の内外に発信し、市のイメージアップを図る活動に共感し、かつ、協力する目的で使用しようとする者とする。

2 こじゅまるの使用に当たっては、自由に使用することができる。ただし、こじゅまるを商用使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、こじゅまるを使用することができない。

- (1) 市のPR及びシティプロモーションという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団が使用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (6) 自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (7) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (8) 第11条に規定する使用上の遵守事項を守らない等、正しい使用方法に従って使用しない、又はそのおそれがある場合
- (9) その他市長がこじゅまるの使用を適当でないと認める場合
（使用上の遵守事項）

第5条 こじゅまるの使用は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定めるデザインガイドに従い、形、色等に沿って正しく使用すること。
- (2) 別に定めるデザインガイドに従い、こじゅまるの直下又は直近に、利用上の表記をすること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) こじゅまるを使用した物件に、商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

（商用使用の申請）

第6条 こじゅまるを商用使用しようとする者（以下、「商用使用者」という。）は、こじゅまるイラスト使用申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、こじゅまるイラスト使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該商用使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査において使用内容が第4条第3項各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。
- 4 第2項の規定による承認には、条件を付することができる。

（使用の中止等）

第7条 市長は、前条の規定により承認を得たこじゅまるの使用が、第4条第3項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該使用の承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、非営利使用が第4条第3項各号のいずれかの規定に該当すると認められるときは、使用の中止を命ずることができる。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された、又は使用の中止を命じられた者（以下「使用中止者」という。）は、当該承認に係るこじゅまるを使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、使用中止者に対して、当該承認に係るこじゅまるを使用した物件の回収を求めることができる。
- 5 前条の承認を受けないでこじゅまるが商用使用されたときは、前3項までの規定を適用するものとする。

（商用使用の承認の変更等）

第8条 第6条の規定によりこじゅまるの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該承認内容を変更しようとするときは、こじゅまるイラスト使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用内容の変更の可否を決定し、こじゅまるイラスト使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該使用者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認には、条件を付すことができる。

（使用料）

第9条 こじゅまるの使用料は、無料とする。

（商用使用期間）

第10条 商用使用によりこじゅまるを使用できる期間は、当該物件の使用が承認された日から承認された日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（商用使用上の遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用の承認を受けた目的のみに使用すること。
- （2）使用することができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）こじゅまるを使用した物件の完成品の写真又はサンプルを提出すること

。

（物販使用上の遵守事項）

第12条 物販使用をしようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）販売しようとする物件に、第5条第2号で定める表記のほか、市が定める承認番号を表記しなければならない。
- （2）年度中の販売実績を、こじゅまるイラスト使用物件販売実績報告書（様式第5号）により、物件の販売を開始した日の属する年度の翌年度の5月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、物販使用が使用期間

中に終了したときは、終了日から2箇月以内に報告しなければならない。

(免責)

第13条 第7条の規定により、市長がこじゅまるの使用の承認を取り消した
ことにより使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 使用者は、こじゅまるの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が
生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担においてその紛
争の処理及び解決を図らなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

こじゅまるイラスト使用申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

こじゅまるイラストを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 使用期間の延長（承認番号 第 号）
使用目的	<input type="checkbox"/> 商用使用	<input type="checkbox"/> 物販使用（販売する場合はこちら）
使用期間	<input type="checkbox"/> 最長期間（翌々年度の3月31日まで） <input type="checkbox"/> 承認された日～ 年 月 日（短期間の場合はこちら）	

2 申請者の事業概要

事業目的	
URL	

3 使用範囲

* 予定販売価格は、物販使用の場合のみ記入してください。

使用物件 (商品名等)	こじゅまるイラスト (画像名)	予定数量	予定販売価格(税込) *
			円
			円
			円

4 担当者連絡先

所属部署・担当者名	電話番号	メールアドレス

5 添付書類

- (1) 申請者の概要が分かるもの
- (2) 使用物件のイメージ図（著作権、承認番号の表記位置も明示すること）
- (3) その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

こじゅまるイラスト使用承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付で申請のあったこじゅまるイラストの使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号	第 号
名 称	
住所又は所在地	
氏名又は代表者名	
事業概要	
使用目的	<input type="checkbox"/> 商用使用 <input type="checkbox"/> 物販使用
使用期間	年 月 日～ 年 月 日

使用物件 (商品名等)	こじゅまるイラスト (画像名)	予定数量	予定販売価格(税込)
			円
			円
			円
			円
承認条件			

2 承認しない

理由

こじゅまるイラスト使用変更申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

こじゅまるイラストの使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 第 号

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 名 称		
<input type="checkbox"/> 住所又は所在地		
<input type="checkbox"/> 氏名又は代表者名		
<input type="checkbox"/> 事業概要		
<input type="checkbox"/> 使用物件（商品名等）		
<input type="checkbox"/> こじゅまるイラスト（画像名）		
<input type="checkbox"/> 予定数量		
<input type="checkbox"/> 予定販売価格		
<input type="checkbox"/> その他		

3 変更期日 年 月 日

4 変更理由

様式第4号（第8条関係）

こじゅまるイラスト使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付で申請のありましたこじゅまるイラストの使用内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号	第 号
変更期日	年 月 日

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 名称		
<input type="checkbox"/> 住所又は所在地		
<input type="checkbox"/> 氏名又は代表者名		
<input type="checkbox"/> 事業概要		
<input type="checkbox"/> 使用物件（商品名等）		
<input type="checkbox"/> こじゅまるイラスト（画像名）		
<input type="checkbox"/> 予定数量		
<input type="checkbox"/> 予定販売価格		
<input type="checkbox"/> その他		
承認条件		

2 承認しない

理由

